

第2部 主な厚生労働行政の動き

第8章 安心して子どもを産み育て、意欲を持って働ける社会環境の整備

第1節 子育て支援対策の充実

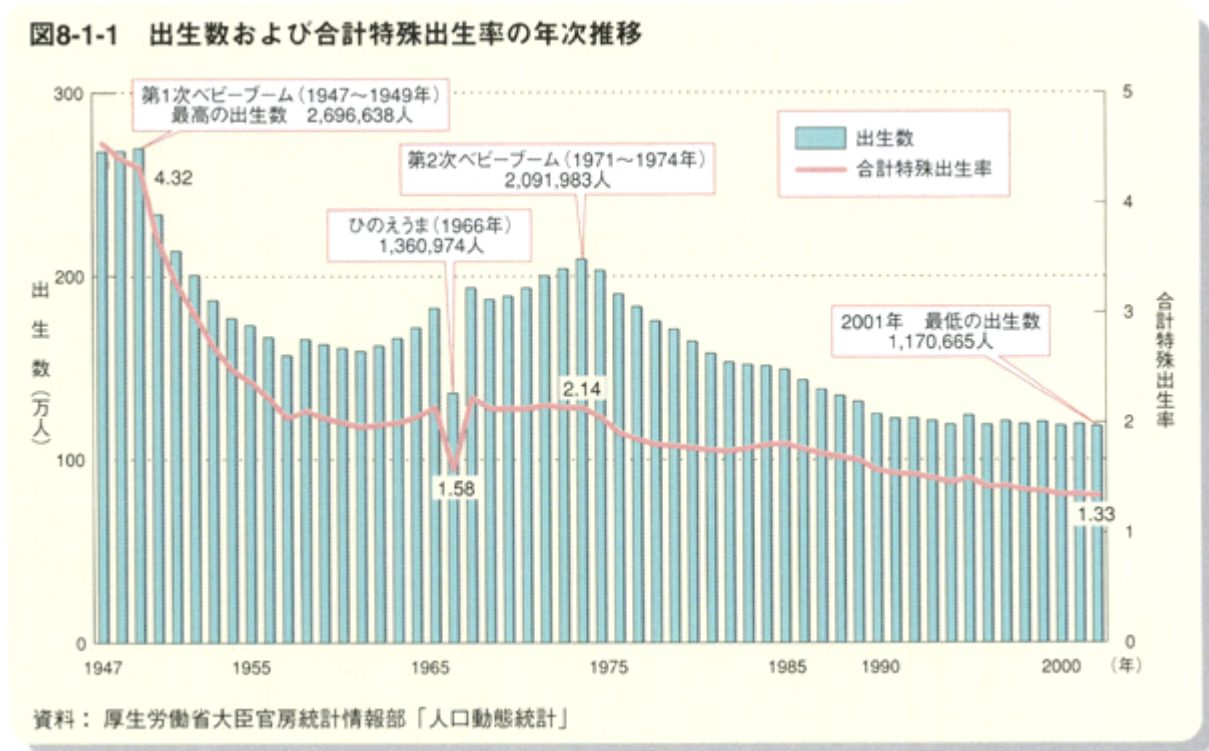
1 少子化の現状と新エンゼルプランおよび待機児童ゼロ作戦の推進

(1) 少子化の現状

近年、我が国においては、少子化が急速に進行しており、その年の年齢別出生率の合計である合計特殊出生率(注)は、2001(平成13)年には、1.33(概数)と過去最低を記録し、人口を維持するのに必要な水準(人口置換水準)である2.08を大幅に下回る状態が続いている。2002(平成14)年1月に公表された国立社会保障・人口問題研究所の新人口推計(中位推計)によれば、我が国は、総人口が2006(平成18)年の1億2,774万人をピークに減少し始め、2050(平成62)年には、1億59万人になると予測している。出生見数でも、2001年は、117万人(概数)であったのが、2050年には、67万人に減少すると見込まれており、今後も少子化の進行がより一層加速するとの見通しを示している。

少子化は、社会経済全般にわたり大きな影響を及ぼすと予測されている。

図8-1-1 出生数および合計特殊出生率の年次推移



(注) 2001年は概数。ここでいう「合計特殊出生率」は「期間合計特殊出生率」を指し、ある年の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものである。この「期間合計特殊出生率」は、仮にその年の年齢別出生率で1人の女性が子どもを産むとした場合の平均子ども数を表すものであるが、同一出生年集団(コホート)ごとに1人の女性が一生の間に産む平均子ども数を表す「コホート合計特殊出生率」とは異なり、仮に1人の女性が一生の間に産む平均子ども数に変化がなかったとしても、晩産化が進行している間は、この「期間合計特殊出生率」は低下することに留意する必要がある。

経済面では、労働力人口の減少による経済成長への影響や、社会保障の分野における現役世代の負担の増大などが懸念され、また、社会面では、子どもの社会性が育まれにくくなるなど子どもへの影響や、過疎化・高齢化の進行により市町村によっては住民への基礎的なサービス提供が困難になる可能性があることなどが懸念されている。

少子化の主な原因としては、これまで結婚に関する意識の変化や、子育てと仕事の両立の負担感の増大、さらに子育てそのものの負担感が増大していることなどを背景とした、晩婚化の進行等による未婚率の上昇にあると考えられてきた。ところが、今回の新人口推計(中位推計)では、未婚率の上昇に加えて、結婚した夫婦の出生児数の減少という新しい傾向が認められ、この要因を取り入れて推計を行っている点がこれまでの推計方法と異なる特徴である。

この新人口推計を踏まえ、厚生労働省では、少子化の要因や少子化社会への対応について、経済、社会保障、雇用、教育など幅広い視野から検討するため、厚生労働大臣が主宰する有識者による懇談会「少子化社会を考える懇談会」を2002年3月より開催しているところであり、今後1年程度で報告をまとめることとしている。

急速に進行する少子化への対応に当たっては、「子育ては、楽しみや生きがいである」という意見について、日本では85.6%が「とてもそう思う」又は「ややそう思う」と回答しているが、「とてもそう思う」とする子育て中の親が米国では77.2%であるのに対して日本では44.2%であり、「ややそう思う」とする親が米国では21.2%であるのに対して日本では41.4%となっており、また、育児に自信がなくなることがよくある又は時々あると答える専業主婦が70.0%もいることなど、近年の核家族化や都市化の進行に伴い子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化しているという現状を十分に踏まえ、子どもを持つことや育てることに大きな喜びや意義を感じることができるよう、家庭における子育てを社会全体で支援する環境の整備が求められている。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第8章 安心して子どもを生み育て、意欲を持って働ける社会環境の整備

第1節 子育て支援対策の充実

1 少子化の現状と新エンゼルプランおよび待機児童ゼロ作戦の推進

(2) 新エンゼルプランおよび待機児童ゼロ作戦の推進

少子化への対応は、このような要因と背景に対応して、子育て支援に関して総合的かつ計画的に推進する必要があることから、1999(平成11)年12月17日には、同年5月より設置されていた内閣総理大臣主宰の「少子化対策推進関係閣僚会議」において、今後政府が中長期的に進めるべき総合的な少子化対策の指針として「少子化対策推進基本方針」が決定された。また、「少子化対策推進基本方針」においては、特に重点的に取り組むことが必要な働き方、保育サービス、相談・支援体制、母子保健、教育、住宅などの分野における施策を計画的に推進する具体的実施計画を策定することとされ、これを踏まえ、同年12月19日、大蔵、文部、厚生、労働、建設、自治の6大臣の合意により、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について(新エンゼルプラン)」(平成12～16年度の5か年計画)が策定された。

「少子化対策推進基本方針」および「新エンゼルプラン」では、1)固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正、2)仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備、3)安心して子どもを産み、ゆとりをもって健やかに育てるための家庭や地域の環境づくり、4)利用者の多様な需要に対応した保育サービスの整備、5)子どもが夢を持ってのびのびと生活できる教育の推進、6)子育てを支援する住宅の普及など生活環境の整備、の6つの項目に沿って、基本的な施策が展開されており、政府としては、これらに基づき総合的な施策を推進している。

さらに、2001(平成13)年7月には、待機児童ゼロ作戦の推進や放課後児童の受入れ体制の整備等を盛り込んだ「仕事と子育ての両立支援策の方針について」を閣議決定した。これに基づき、保育所、自治体の単独施策等を活用し、待機児童の多い都市部を中心に、2002(平成14)年度中に5万人、さらに2004(平成16)年度までに10万人、計15万人の受入れ児童数の増加などを図ることとしている。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第8章 安心して子どもを産み育て、意欲を持って働ける社会環境の整備

第1節 子育て支援対策の充実

2 子育て支援対策の充実

(1) 保育所入所児童の状況

保育所は、乳幼児を保育し、子どもの心身の健全な発達を図るとともに、家庭に対する子育て相談、指導等を行う施設で、2001(平成13)年4月現在、全国で施設数は約2万2,218か所、入所児童数は約183万人となっている。保育所入所児童数は、少子化を背景に減少していたが、共働き家庭の増加等により、1995(平成7)年以降、都市部を中心に増加に転じており、保育所入所待機児童は、2001年4月現在、全国で2万1,031人となっている。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第8章 安心して子どもを生み育て、意欲を持って働ける社会環境の整備

第1節 子育て支援対策の充実

2 子育て支援対策の充実

(2) 保育所の公設民営などの促進

このような都市部における保育所の入所待機に対応するため、厚生労働省では、待機児童ゼロ作戦の推進に向けて必要な施設整備等の予算措置を講じてきたところである。また、各地方公共団体が、保育所での受入れ拡大を柔軟に行うことができるよう、次のような公設民営型保育所の設置促進策や規制緩和措置を講じているところである。

- 1) 公設民営型保育所の設置に対する財政支援
- 2) 小中学校の余裕教室、行政庁舎等を活用した保育所設置事例集の作成(文部科学省と共同)
- 3) 商店街の空き店舗への保育所等の設置に対する財政支援(中小企業庁と共同)
- 4) 保育所分園の設置規制の緩和

小中学校の余裕教室を活用した保育所の設置

小中学校の余裕教室を活用した保育所整備は文部科学省と協力して進めており、現在、全国で11か所設置されている。

東京都練馬区では、避難経路に関する配慮や施設設備の維持管理に関する連携策を検討した上で、小学校、中学校の余裕教室を活用した保育所分園を2001(平成13)年に設置している。都市化および核家族化が進む中で、乳幼児と小中学生が同じ場所に足を運ぶ機会を通じて、やさしさやいたわりなどの情操の涵養、子育ての大変さへの理解、親への感謝を生む効果をあげている。また、時間の経過とともに日常あるいは行事の際の交流が増えてきている、という。

その他、行政庁舎、公民館、公営住宅・公団住宅といった公的施設を活用した保育所について、全国で多数の事例がみられる。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第8章 安心して子どもを生み育て、意欲を持って働ける社会環境の整備

第1節 子育て支援対策の充実

2 子育て支援対策の充実

(3) 放課後児童健全育成事業の実施

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童等(放課後児童)に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図るものである。2001(平成13)年5月1日現在、全国でクラブ数は1万1,803か所、登録児童数は45万2,135人となっている。

放課後児童健全育成事業については、仕事と子育ての両立支援策の方針についての閣議決定を踏まえ、2002(平成14)年度においては、新エンゼルプランに上乘せを行い、国庫補助対象の放課後児童クラブの800か所増加を図ることとしている。

また、2002年度においては、小規模クラブ(10人以上20人未満)も助成対象とするとともに、学校週5日制に対応するために一定の日数を超えて土日祝日も開設するクラブに対して補助額の加算を行うこととし、より一層の事業の普及・充実に努めているところである。

さらに、放課後児童クラブの設置をより一層推進するため、放課後児童クラブを実施するための単独施設の整備についても国庫補助の対象としたところである。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第8章 安心して子どもを生み育て、意欲を持って働ける社会環境の整備

第1節 子育て支援対策の充実

2 子育て支援対策の充実

(4) 地域における子育て支援

子育て支援は、共働き世帯のみを対象とするものではなく、現在の社会において、児童虐待に象徴される育児の孤立化、育児不安への対応などすべての子育て世帯を対象とする子育て支援が必要とされるようになっている。このため、厚生労働省では、従来から進めている地域子育て支援センターの整備に加え、2002(平成14)年度からおおむね3歳未満の子どもとその親が気軽に集える場を提供する「つどいの広場」事業を創設したところである。

また、子育て支援については、多くのNPOやボランティア団体が活動を始めているが、その歴史は浅く、活動内容についても模索中という面がみられることから、今後、つどいの広場事業などの実施を通じた市町村とNPOの協働関係の創出やNPO、育児サークルなどの活動マニュアルの整備および研修の実施などによる民間活動への支援がますます重要になってきている。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第8章 安心して子どもを生み育て、意欲を持って働ける社会環境の整備

第1節 子育て支援対策の充実

3 母子保健施策の推進

(1) 母子保健施策の推進

我が国の母子保健施策は、思春期から、妊娠、分娩、新生児、乳幼児期を通じて、一貫した体系のもとに総合的に実施されており、医学、医療技術等の進歩と相まって、乳児死亡率をはじめ世界最高水準に至っている。その一方で、少子化、核家族化の進行や都市化、共働き家庭の増加等によって、子どもを産み育てる環境は大きく変化している。

妊娠した者に交付される母子健康手帳は、妊娠、出産、育児に関する記録の手帳であると同時に、事故の予防や予防接種など育児に関する情報を保護者に提供する大切なものであるが、2002(平成14)年4月から使用される母子健康手帳については内容を大幅に見直した。具体的には、父親の育児参加、育児支援に関する記述や育児休業制度についての記述を増やしたり、児童虐待の予防などの観点から、各年齢における「保護者の記録」の欄に、子育ての状況についての質問を追加するなどの充実を図ったところである。

また、親の育児不安等の解消を図るとともに、虐待・いじめ等の問題に早期に対応するため、1歳6か月児および3歳児健康診査等の場を活用し、1)問診等で育児上問題があるとされた場合に、心理相談員による親への相談指導を実施する、2)親と子どもが参加するグループワークを通じて親と子どもの状況を観察することにより、問診や診察等で分からない親子関係の状態を把握する、などの取組みを開始した。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第8章 安心して子どもを生み育て、意欲を持って働ける社会環境の整備

第1節 子育て支援対策の充実

3 母子保健施策の推進

(2) 「健やか親子21」の推進

2000(平成12)年に策定された「健やか親子21」は、21世紀の母子保健の主要な取組みを提示するビジョンであり、かつ、関係者、関係機関・団体が一体となって推進する国民運動計画である。また、この計画は少子化対策として重要であるだけでなく、今後の少子・高齢社会における国民健康づくり運動計画として策定された「健康日本21」の一翼を担っている。

厚生労働省においては、ポスター、パンフレットの作成やシンポジウムの開催、ホームページの開設等により、広く国民、地方公共団体、関係機関・団体等にその内容を周知しており、関係機関・団体の自主的な取組み等により、国民的な運動が展開されているところである。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第8章 安心して子どもを産み育て、意欲を持って働ける社会環境の整備

第2節 仕事と育児・介護の両立支援対策の推進

1 育児・介護休業法の改正

少子化が急速に進行しており、仕事と子育ての両立の負担を軽減することは、経済社会の活力を維持していく上で重要な課題となっている。このような中で子育てのための時間の確保等、子育てしながら働き続けやすい環境の整備を図るため、「育児休業や介護休業の取得等を理由とする不利益取扱いの禁止」、「育児又は介護を行う労働者のための時間外労働の制限」、「子の看護のための休暇の努力義務の創設」等を盛り込んだ育児・介護休業法の一部を改正する法律が2001(平成13)年11月9日成立し、2002(平成14)年4月1日から全面的に施行された。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第8章 安心して子どもを生み育て、意欲を持って働ける社会環境の整備

第2節 仕事と育児・介護の両立支援対策の推進

2 育児休業、介護休業を取得しやすく職場復帰しやすい環境づくりの推進

育児・介護休業法により、1歳に満たない子を養育する労働者又は要介護状態にある家族を介護する労働者は、育児休業又は介護休業を取得することができる。

厚生労働省「女性雇用管理基本調査」(1999年)によると、出産した労働者に占める育児休業取得者の割合は564%、育児休業取得者のうち男性が占める割合は24%となっている。

また、育児・介護休業が取得しやすく職場復帰しやすい環境づくりを促進するため、育児・介護休業取得者の円滑な職場復帰のためのプログラムを実施した事業主のための「育児・介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金」などの助成金を支給している。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第8章 安心して子どもを生み育て、意欲を持って働ける社会環境の整備

第2節 仕事と育児・介護の両立支援対策の推進

3 育児や介護をしながら働き続けやすい環境の整備の推進

仕事と育児・介護とが両立できるようなさまざまな制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組みを行うファミリー・フレンドリー企業を普及促進する取組みを行っている。具体的には、「仕事と家庭を考える月間」(10月)において、ファミリー・フレンドリー企業表彰の実施や、シンポジウムの開催など、積極的な周知・啓発を行っている。

また、子の看護のための休暇制度、短時間勤務やフレックスタイム制等育児のために必要な時間を確保しやすい制度(勤務時間短縮等の措置)の導入促進に取り組んでおり、今年度より新たに創設された「看護休暇制度導入奨励金」や「育児両立支援奨励金」の活用を図っているところである。

さらに、急な残業など臨時的・一時的な保育・介護ニーズに対応するため、会員制で地域における育児・介護に関する相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業について、地域の子育て支援機能の強化に向けて、大都市圏を重点に実施箇所数の拡大を図っているところである。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第8章 安心して子どもを産み育て、意欲を持って働ける社会環境の整備

第3節 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

1 女性労働者の現状

総務省統計局「労働力調査」によると、2001(平成13)年の女性の労働力人口は2,760万人で、前年に比べ7万人、0.3%の増となり、3年ぶりに増加に転じた。労働力人口総数に占める女性の割合は40.9%となり、前年より0.2%ポイント上昇した。女性の15歳以上人口が前年に比べ0.5%増加したため、労働力率は前年より0.1%ポイント低下して49.2%となり、4年連続の低下となった。女性の雇用者数は2,168万人で、前年より28万人増加(1.3%増)し、2年連続の増加となったが、男性は前年より15万人減少(0.5%減)し、雇用者総数に占める女性の割合は0.4%ポイント上昇して、40.4%となった。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第8章 安心して子どもを生み育て、意欲を持って働ける社会環境の整備

第3節 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

2 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

制度面での男女均等取扱いは進んできているものの、管理職に登用される女性の比率は未だ低く、現下の厳しい経済情勢の影響もあり、妊娠・出産等を理由とする退職の強要や解雇に関する女性労働者と事業主との間の個別紛争が増加するなど、実態面での改善には遅れがみられる。このため、男女雇用機会均等法の内容に沿った雇用管理が実現されるよう、法の周知徹底を図るとともに、以下のような施策を実施している。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第8章 安心して子どもを生み育て、意欲を持って働ける社会環境の整備

第3節 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

2 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

(1) 男女の均等な機会および待遇の確保対策の推進

職場における男女均等取扱いの確保を図るため、企業の雇用管理の実態把握に努め、法違反に対しては是正指導を行うほか、男女均等取扱いに関する女性労働者と事業主との間の紛争については、都道府県労働局長による助言、指導・勧告および機会均等調停会議の調停により、その解決を図っている。

また、女子学生の就職に関して、企業における男女均等な選考ルールの徹底を図るとともに、女子学生等に対して幅広い職業選択を促すための意識啓発を行っている。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第8章 安心して子どもを生み育て、意欲を持って働ける社会環境の整備

第3節 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

2 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

(2) ポジティブ・アクション推進

実質的な男女均等を実現するためには、男女労働者間に事実上生じている格差の解消を目指した企業の積極的取組み(ポジティブ・アクション)が不可欠であるため、企業に対して、ポジティブ・アクションに取り組むよう助言するとともに、具体的な取組み方法についての相談、情報提供等を行っている。

また、企業が自ら主体的にポジティブ・アクションに取り組むことを促すため、行政と経営者団体の連携により、「女性の活躍推進協議会」を開催しており、2002(平成14)年4月にとりまとめた提言等を活用し、ポジティブ・アクションの取組みをさらに広く普及させていくこととしている。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第8章 安心して子どもを生み育て、意欲を持って働ける社会環境の整備

第3節 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

2 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

(3) 職場におけるセクシュアルハラスメント防止対策の推進

男女雇用機会均等法では、事業主に対して、職場におけるセクシュアルハラスメントの防止に関する配慮義務が課されており、企業において実効ある防止対策が講じられるよう行政指導を実施するとともに、専門的知識を持ったセクシュアルハラスメントカウンセラーを配置し、女性労働者からの相談に対応している。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第8章 安心して子どもを産み育て、意欲を持って働ける社会環境の整備

第3節 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

2 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

(4) 女性と仕事の未来館を通じた能力発揮支援事業の展開

「女性と仕事の未来館」(東京都港区)においては、女性が働くことを積極的に支援するため、女性の能力発揮のためのセミナー、相談や女性起業家支援、女子学生・女子生徒の適切な職業選択のための情報その他働く女性に関する情報の提供など各種事業を実施している。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第8章 安心して子どもを産み育て、意欲を持って働ける社会環境の整備

第3節 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

2 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

(5) 母性健康管理対策の推進

女性労働者が妊娠中および出産後も安心して健康に働くことができるよう、事業主の義務である母性健康管理の措置について、事業主や女性労働者等に対し、周知徹底を図っている。

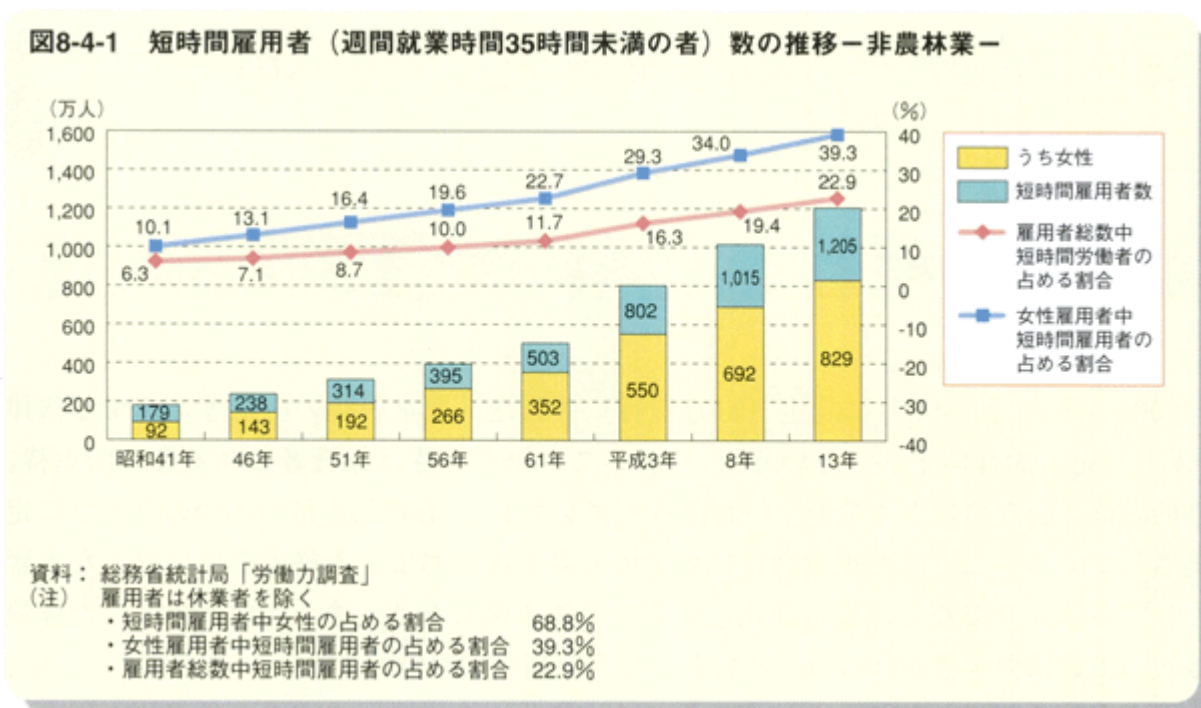
第2部 主な厚生労働行政の動き

第8章 安心して子どもを生み育て、意欲を持って働ける社会環境の整備

第4節 多様な就業ニーズを踏まえた女性の能力発揮の促進

パートタイム労働、在宅ワーク(情報通信機器を活用して在宅形態で自営的に行われる働き方のうち、請負的にサービスの提供を行うもの等)など、雇用・就業形態が多様化する中で、労働者が、その価値観、ライフスタイル、ライフサイクル等に応じ、多様でかつ柔軟な働き方を選択でき、それぞれの働き方に応じた適正な処遇・労働条件が確保されることは、女性の能力発揮の促進を図る上での重要な課題である。また、育児期等にある者が、職業生活を完全に中断するのではなく、家庭での生活との両立を図りながら職業生活を継続することのできる働き方として、在宅ワーク等の働き方を良好な就業形態として普及していくことが重要である。こうした観点から、パートタイム労働者に対する施策等を推進している。

図8-4-1 短時間雇用者(週間就業時間35時間未満の者)数の推移—非農林業—



第2部 主な厚生労働行政の動き

第8章 安心して子どもを生み育て、意欲を持って働ける社会環境の整備

第4節 多様な就業ニーズを踏まえた女性の能力発揮の促進

1 パートタイム労働対策

パートタイム労働法および同法に基づく指針の周知徹底、助成金の支給等により、パートタイム労働者の雇用管理の改善を図るとともに、通常の労働者との均衡を考慮した処遇や労働条件を確保するため、2000(平成12)年4月に取りまとめられた「パートタイム労働に係る雇用管理研究会報告」の趣旨を広く周知するなどにより、労使の自主的な取組みを促している。

また、パートタイム労働者の処遇と正社員との均衡の問題など、今後のパートタイム労働対策のあり方について、2001(平成13)年3月から有識者による「パートタイム労働研究会」を開催し、検討してきたところであり、2002(平成14)年7月に最終報告が取りまとめられた。これを受けて、今後、公労使による労働政策審議会において議論を行い、対応を検討していくこととしている。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第8章 安心して子どもを産み育て、意欲を持って働ける社会環境の整備

第4節 多様な就業ニーズを踏まえた女性の能力発揮の促進

2 在宅ワーク対策

在宅ワークは、育児・介護期にある者を中心に仕事と家庭の両立が可能となる就労形態として広がってきている。社会的な期待や関心も大きなものとなっているものの、契約をめぐるトラブルの発生も少なくないことから、在宅ワークの健全な発展に向け、在宅ワークの契約に係る最低限のルールを定めた「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の策定、周知・啓発、在宅ワーク希望者等への各種情報提供、相談体制の整備、在宅ワーカーとして必要な心得や能力が身に付いているか自己診断できるシステムの開発等の施策を推進している。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第8章 安心して子どもを生み育て、意欲を持って働ける社会環境の整備

第4節 多様な就業ニーズを踏まえた女性の能力発揮の促進

3 家内労働対策

家内労働者の労働条件を確保し、家内労働者と委託者間のトラブルを防止するため、最低工賃の決定及び周知・徹底、家内労働手帳の交付等により委託条件の明確化を図っている。また、いわゆる「インキ内職」の被害を未然に防止するため、内職希望者に対して、注意喚起を行っている。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第8章 安心して子どもを生み育て、意欲を持って働ける社会環境の整備

第5節 児童虐待および配偶者からの暴力への対策の充実

1 児童虐待への対応

(1) 児童虐待について

2000(平成12)年5月に制定(11月施行)された「児童虐待の防止等に関する法律(以下「児童虐待防止法」という。))において、児童虐待は保護者による身体的虐待、性的虐待、養育の拒否や怠慢(いわゆるネグレクト)、心理的虐待の四つのタイプに定義されている。こうした児童虐待は児童の心身の成長および人格の形成に重大な影響を与えるばかりでなく、児童が死亡するに至る事例もあり、また、虐待を受けた体験は次の世代に引き継がれるおそれもあるなど深刻な問題である。

児童虐待の背景としては、1)都市化、核家族化の進展に伴う家庭の孤立化や家庭・地域における子育て機能の低下により、育児不安に陥ったり育児に負担を感じるなど養育上のストレスが高まっていること、2)子育てに対する責任意識が十分でないまま親になっている者が存在していることなどが指摘されている。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第8章 安心して子どもを生み育て、意欲を持って働ける社会環境の整備

第5節 児童虐待および配偶者からの暴力への対策の充実

1 児童虐待への対応

(2) 児童虐待に対する取組み

全国の児童相談所における虐待相談処理件数は、2000(平成12)年度には1万7,725件で、統計を取り始めた1990(平成2)年度の1,101件の16倍となり、相談件数の急増が続いている。

このため、児童虐待防止法の円滑な運用を図るとともに、発生予防から、早期発見・早期対応、さらには被虐待児童の適切な保護等に至るまでの総合的な対策を講じているところである。

1) 発生予防については、新聞、広報誌、ポスター等を通じて、国民への広報・啓発活動に努めるとともに、保育所等の地域子育て支援センターの整備促進等を図るほか、子育て中の親子の交流の場として、つどいの広場事業を行うこととしている。

2) 早期発見・早期対応については、地方交付税措置における児童福祉司の増員など児童相談所の機能強化や児童家庭支援センターの拡充、児童委員の虐待防止研修会の開催、軽度な問題を抱える家庭に対する訪問などによる育児相談・支援、児童相談所や保健所等関連する機関が連携して対応するためのマニュアルの作成などを行うこととしている。また、関係機関の専門的援助者の養成、専門情報を集約・発信する拠点として、子どもの虹情報研修センター(虐待・思春期問題情報研修センター：横浜市)の整備・運営を行うこととしている。

3) 保護・指導およびアフターケアについては、児童養護施設等の受入れ体制の整備や充実、児童、保護者等への指導体制を充実するために、児童養護施設等への心理療法担当職員、被虐待児個別対応職員の配置、児童相談所における保護者へのカウンセリングの強化等を行うほか、新たに、専門的な援助技術を持った専門里親制度の創設、里親に対する養育相談等を行う里親支援事業を行うこととしている。

こうした施策を総合的に推進するとともに、関係機関との緊密な連携を図りながら、児童虐待防止対策の充実を図ることとしている。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第8章 安心して子どもを産み育て、意欲を持って働ける社会環境の整備

第5節 児童虐待および配偶者からの暴力への対策の充実

2 配偶者からの暴力への対応

(1) 配偶者からの暴力の現状について

近年、配偶者からの暴力の問題が大きな社会問題となり、2000(平成12)年度の全国の婦人相談所および婦人相談員への来所による相談実人員をみても、5万4,835人中、「夫の暴力」を相談の主訴とする者が9,176人で全体の約17%を占めている。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第8章 安心して子どもを生み育て、意欲を持って働ける社会環境の整備

第5節 児童虐待および配偶者からの暴力への対策の充実

2 配偶者からの暴力への対応

(2) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の成立と構成労働省の取組み

2001(平成13)年4月「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下、「配偶者暴力防止法」という。)が成立し、2002(平成14)年4月1日に全面的に施行とされた。

厚生労働行政においては、従来より売春防止法に基づく婦人保護事業の中で、配偶者からの暴力被害者にも適切に対応すること、福祉事務所をはじめ必要に応じて民間団体等を含む関係機関と緊密な連携を取ること、母子生活支援施設における広域入所の促進を図ること等取組みの強化を図ってきたが、2002(平成14)年度においては、配偶者暴力防止法の円滑な施行を図るとともに、配偶者暴力相談支援センターとして重要な役割を果たす婦人相談所の機能強化に取り組むこととしている。概要は以下のとおりである。

- 1) 婦人相談所における対応の強化として、被害者の保護の充実を図るため一時保護委託制度を創設し、また、休日および夜間の相談体制の強化を図るため電話相談員を配置するとともに、福祉事務所等関係機関と連絡会議やケース会議を開催し連携の強化を図ること。
- 2) 被害者の心のケア対策として、一時保護所(婦人相談所)や婦人保護施設に心理療法担当職員を配置すること。
- 3) 婦人相談所、婦人保護施設、福祉事務所等において被害者の相談等に従事する職員に対し、配偶者からの暴力に関する専門研修を行うこと。
- 4) 婦人相談所等関係機関マニュアルの作成や婦人保護施設等の補助基準面積の改善を図ること。

今後とも、関係府省庁、関係機関と連携を図りながら、暴力被害者への対応の充実を図ることとしている。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第8章 安心して子どもを生み育て、意欲を持って働ける社会環境の整備

第6節 総合的な母子家庭等対策の推進

急速に離婚が増大する中で、母子家庭等の下で監護、養育される児童が増加している。

母子家庭等については、就労等による自立を促進することや、子育てを支援していくことが重要であり、また、離婚等によって児童を監護しない親に対し、その養育の責務を果たさせる必要がある。

このような観点から、1952(昭和27)年に戦争未亡人対策から始まり50年の歴史を持つ母子家庭等対策を根本的に見直し、新しい時代の要請に的確に対応できるよう、その再構築を図ることとした。

すなわち、母子家庭等に対する「きめ細かな福祉サービスの展開」と「自立の支援」に主眼を置いた改革を実施することとし、その際、離婚等の後の生活の激変を緩和する視点から、母子家庭となった後の一定期間に重点を置いて各般の支援を行うとともに、子を監護しない親からの養育費の支払いの確保を図ることとしている。

具体的には、福祉事務所を設置する地方公共団体(都道府県・市等)において相談、情報提供体制を整備しつつ、1)子育てや生活支援策、2)就労支援策、3)養育費の確保策、4)経済的支援策を総合的、計画的に展開することとしている。

この一環として、経済的支援である児童扶養手当制度については、2002(平成14)年8月から就労等による収入の増加が総収入の増加につながるよう、所得額と手当額との関係や所得の範囲について見直しを行ったところである。また、母子家庭等に対する支援を総合的、計画的に推進することができるよう、第154回通常国会に「母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案」を提出したところである。
